

交際費等の支出の公表に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、山梨県情報公開条例（平成11年山梨県条例第54号。以下「情報公開条例」という。）第38条に規定する情報公開の総合的な推進の趣旨を踏まえ、県民に開かれた県政を徹底する観点から、知事部局において支出された交際費等（社会活動費執行基準（平成9年10月15日付け財第10-2号総務部長、出納局長通知）に基づき執行される支出をいう。）の公表に関し必要な事項を定める。

2 公表事項

公表する事項は次のとおりとする。

項目

支出年月日

執行者

件名

金額

相手方（団体名、職名、氏名等）

ただし、相手方に関する情報にあっては、これが病気見舞い等相手方のプライバシーに特段の配慮が必要であると認められるものである場合（公表することについて、相手方の同意が得られた場合を除く。）その他情報公開条例第8条第2号から第6号までに掲げる不開示情報に該当する場合は、これを公表しないことができる。

3 公表方法

支出した月ごとに集計のうえ、支出した翌月末までに山梨県のホームページにおいて公表する。なお、公表期間は、5年とする。

附 則

本要綱は、平成20年3月7日から施行し、平成20年4月1日以降の支出について適用する。

附 則

本要綱は、平成28年4月1日から施行する。